

(第2条関係)

《公園内行為許可申請書(行商枠)記入例

公園内行為許可申請書

年号 30年 1月 1日

申請書提出日

津久見市長様

申請者

住所 津久見市宮本町20番15号
氏名 つくみん製菓 津久見 太郎

申請者の住所・氏名
※屋号等ある場合は記載してください。

下記のとおり公園内において津久見市公園条例第4条第1項に規定する行為をしたいので申請します。

記

公園名	つくみん公園
行為を行う場所又は公園施設名	行商枠
行為の内容	綿菓子・クッキー・かき氷・みかんジュース・フライドポテト
行為の目的	同上
行為の期間	年号 30年 1月 1日から 30年 1月 16日(2日間)
公園の復旧の方法	原形復旧
公園施設内器具等の使用	有・無 水道 箇所 電気コンセント 1箇所
備考	15:00~19:00使用 1月1日、1月16日に使用 連絡先: 0972-82-9515 (代表者の電話番号)

出店する公園名

「行商枠」と記載してください。

販売する商品をすべて記載してください。
※記載されていない商品を販売することはできません。

「同上」と記載してください。

出店する期間

電気コンセントや水道を使用する場合は何カ所使用するのかが記載してください。

使用する時間や、屋間に連絡が取れる電話番号、上記出店する期間のうち実際に出店する日を記載してください。

※行商行為を行う場合は、誓約書(第4号様式の2(第2条関係))を添付すること。

○申請書に添付する書類

- 暴力団関係者ではない旨の誓約書
- 保健所が発行する営業許可証(許可期間内のもの)

○申請にあたっての注意

- ・申請書がまちづくり課に届いた後、許可書を発行します。お手元に届くまでお時間をいただきますので、早めに申請してください(目安: 2週間前)。
- ・事前に『つくみん公園行商枠の使用について』をご一読ください。
- ・連休中のつくみん公園は利用者が多いため、行商枠出店希望者の皆様から数多くお問い合わせをいただきます。つくみん公園では一度に3組まで出店できるようになっていきますので、他の出店者と日程が重複する可能性があります。その際の販売品目の相談等は出店者で行っていただくようお願いしております。

・出店者同士のトラブルなどがないようにお願いいたします。

・出店者の公園利用のマナーが悪いという話をよく聞きます。自分の店で出たゴミ等は必ず持って帰るなど、他の出店者の方や公園利用者の事を考えて出店をしてください。